

認定NPO法人エンパワメントかながわ 子どものセーフガーディング行動規範

この行動規範は、エンパワメントかながわに関わる者として、「エンパワメントかながわ 子どものセーフガーディング・ポリシー」を遵守し、以下のことを誓約します。

この行動規範における子どもの定義は、18歳未満の子どもとする

エンパワメントかながわに携わるものとして、私は以下のことをします：

- A) 年齢、性別、ジェンダー、性的指向、出身地、障がいの有無、政治的信条などに関わらず、子どもの権利、人格および尊厳を尊重し、最善の利益を考えて接する。
- B) 子どもが自分のもつ権利や、セーフガーディングに関する懸念や問題をもった際にとるべき行動について理解しているようサポートする。
- C) 子どもが危険に晒されないよう確認しながら、事業や業務内容を計画・実施し、危険が起こった際には影響を最小限に留めるよう対処する。
- D) 子どもとは他者の目が届くところで接する。
- E) 子どもに関する個人情報や写真・画像は、事前に本人および保護者や教師の承諾を得てから取得し、個人情報保護法規ならびに団体のもつガイドラインに従って適切に扱う。
- F) 子どもに対する暴力や虐待、危険などその他不適切な行為を見逃さず、懸念がある際は事前に決められた手順に則り、すみやかに相談・報告する。
- G) セーフガーディングに関する内部調査・外部調査等に応じ、当該調査のために必要な書類や情報提供に協力する。
- H) 活動に関わる者同士（支援者）も、お互いに配慮し合い積極的に声を掛け合う。

エンパワメントかながわに携わるものとして、私は以下をしません：

- I) 子どもと性的行為に関わったり、性的・肉体的関係をもつ（18歳未満と知らなかったということは抗弁にならない）。
- J) 子どもを利用する、もしくは傷つけるととられかねない関係性をつくる。
- K) 子どもを叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする。
- L) はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下す、からかうなど、あらゆる方法で子どもを心理的に傷つける。
- M) 子どもに対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をする。
- N) 着替えや入浴、トイレなど、子どもが自分でできることを必要以上に手伝う。
- O) 業務上必要でないのに膝にのせたり、おんぶしたり、必要以上長時間抱きしめたり、身体接触をする。
- P) 違法、危険、または乱暴な子どもの振る舞いを大目に見たり、加担する。
- Q) 特定の子どもの差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除する。
- R) 子どもの容姿を過度にほめる。
- S) 子どもを不快にさせる性的な言動や過度に肌を露出した格好をする。
- T) ポルノグラフィーや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイト子どもを誘導しその危険にさらす。
- U) 子どもが虐待にあいやすい状況をつくる。
- V) 活動に参加している子どもと不必要に二人きりになろうとする（オンラインを含む）。
- W) 活動に参加している子どもと同じ部屋で必要以上長時間一緒にいる（オンラインを含む）。
- X) 活動に参加している子どもと活動外で個人的に連絡をとる、もしくはとろうとする。
- Y) 規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自分自身を置く。

相談・報告

エンパワメントかながわのスタッフは、セーフガーディング行動規範違反が疑われる行為やうわさを見聞きした際には、セーフガーディング担当者に知らせる義務があります。通報者の個人情報や相談・報告した内容は、個人情報保護法規ならびに団体のもつガイドラインに沿って適切に扱われます。